

平成20年第2回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成20年6月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年6月12日	9時32分	議長	酒井恵明	
	散会	平成20年6月12日	13時40分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	11番	原三夫		12番	平田通男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 宮原 昭		(係長) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	小森純一		税務住民課長	安永靖文	
	副町長	古賀徳實		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1	第22号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 2	第25号議案	用地の取得について
日程第 3	第26号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
日程第 4	第27号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度基山町一般会計補正予算（第7号））
日程第 5	第28号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
日程第 6	第29号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第 7	第30号議案	平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）
日程第 8	第31号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	第32号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10	第33号議案	平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）

～午前9時32分 開議～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第1 第22号議案

議長（酒井恵明君）

日程第1 第22号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）

基本的なことをお伺いいたしますけども、委員長が1名でその他の委員が9名で、今後5回策定会議を開いていくというふうなことで、5回については補正の関係がありますので、この5回がいいのかというのは、また補正の段階で伺いたいと思いますけども、基本的に委員長をどのような方を考えられているのか、そしてその他の委員の9名の方のどういう人から9名の策定委員にお願いをするのかをまずお伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

まず、委員長につきましては、今のところ大学の教授の先生をお願いするようにいたしております。ほか9名につきましては作業部会より2名、それから関係団体を代表する方々から3名、公募による町民から3名の計9名を予定いたしております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

きのうからいろいろそれぞれ一般質問でも各議員さんから発言がされておりましたけども、今までのほかの、言い方が悪い面もありますけども、それぞれ今日まで条例をつくられてこられたところと余り変わらないようなつくり方でされるのかなという気がしてます。基山でもう少し基山町に合った策定の仕方がされないのかなと、または相変わらずまた大学の先生にお願いしてされるのかなと。そうでなくて、いろいろ意見も出てましたけども、本当に今

日までもずっと町民会議なり、今作業部会もされておりますけども、その中で基山町内で今日までもずっと携わってきて、そして町内で一生懸命今日までそういうふうに参加されてきた方に委員長もお願いしてもいいのではないかなというふうに思っておりますけども、そういうところでは何かもう少し考える要素はないのかなと思いますけども、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

議員から今までと同じではないかという御意見ありましたけれども、今回非常に変わっている部分につきましては、まず作業部会で作業を、前回一般質問の中でありましたように月に2回の定例と勉強会をされた形で、非常に熱心に意見等の交換等もあって取り組んでいただいております。その中から2名の作業部会から自分たちの策定した内容等も説明していただける場をその策定委員会の中に設けておると、それから広くする中で、30%の委員の方は公募をもって参加していただく部分を設けておりますので、今までの委員会構成よりも民意を取り入れるような形をとっておると思います。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

最後ですので、今回はそれぞれ策定委員会には費用弁償という形で報酬を出すわけですね。今日まで町民会議なり作業部会なりはすべてどちらかというボランティアでできて、今後はこれはボランティアじゃなくてきちっとして報酬、費用弁償を出すといった意味では、この策定委員会でそれだけ権限を与えるということだろうと思うんです。そうすると、今日まで町民会議なりでいろんな意見を出されてきた部分、これがすべてこの策定委員のこの10名でカバーできるのかなと。逆に言えば、こういう費用弁償を費用を組まなくてもこの策定委員にはもう少したくさんの方に入ってもらって、その中で論議していったほうがいいのではないかなというふうにも私は思うんですけども、どうしてもこういうふうな特別職としての扱いでしかこの策定委員会というのはいけないのか質問いたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

先ほども言いましたように、作業部会でいろいろな意見を出していただいている分については、非常に申しわけありませんが、こちらはボランティアで自由に参加された形で意見を取り入れるという方式を今回特別に設けております。これは昨年から続けてきました勉強会、それから町民会議の延長線上の上に立って部会をつくっております。

それから、今回お願いしております策定委員会につきましては、町長より委嘱した形で町長から条例を上程する段階の前の作業として諮問しまして答申を受けるような形ですので、ほかの委員会と同じような作業を町長から依頼するという形で日当を支払うように考えております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。品川議員。

6番（品川義則君）

今、議員の説明の中で関係団体とありますけども、この関係団体とはどういう団体を指されているのか、それから公募は3名でございまして、公募に多くの方が公募された場合にその選考の基準というものをあれば教えていただけますか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

まず、関係する団体の代表を今試案的に持っておりますのは、まず区長会の会長、それから事業所の代表、それから婦人会の会長の3団体を考えております。

これはどうしてこの団体を選んだかということはまちづくりをする上に、まずコミュニティーが考えられるということ、それから企業者からもまちづくりを参画する団体であるということ、それから婦人層の考えもお聞きしたいということでこの団体を選んでおります。

それから、公募につきましては3団体はレポートというか考えを提出していただいて、それを庁舎の内部で点数等をつけるような形で審査を行っていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

まちづくり策定委員会が今後のまちづくり条例の基本方針といいますか、議会提出までの策を出されて、それに基づいて町長が提案をされるということでしょう。

私がお聞きしたいのは、この策定委員会と先ほど課長が言われました、若干述べられました作業部会との関係についてお尋ねいたします。

この作業部会というのは、先ほど全協ですか説明でありましたように、このまちづくり基本条例の根幹というか、一番たたき台をなす条例案を検討する場と、この作業部会の委員さんの責任の範囲といいますか、基山町長が委嘱してないというふうな今ちょっと聞きましたけど、この実際基山町のまちづくり基本条例のたたき台をつくる作業部会が完全な民間のボランティアで作業を進められると、基山町は全く関与をしないで検討委員会にその案を投げるのか、当然その作業部会について私が心配するのは、この委員さんがボランティアという基山町、この任命関係がどうなってるのか、先ほどボランティアだから恐らく勝手にされてありますよとって条例のたたき台をつくりますというふうな作業部会なのか、町長がある程度その中に方針としてその辺をある程度注入された作業部会なのか、その辺の任命関係と作業部会の委員さんのもし通勤途上、来られたときの公務災害、町の非常勤特別職ではないという位置づけで当然報酬もないということですので、その辺の作業部会の法的性格といえますか、先ほどボランティアというふうに言われましたけど、基山町としての委嘱はないということだろうと思いますけど、その公務災害を初め作業部会、私が言いますのはまちづくり基本条例の根幹をなすたたき台をつくる作業部会が完全な民間のボランティアの作業部会委員さんで、それを検討委員会に上げるというふうなシステムでよいのかどうか、その辺を見解をお伺いします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

大変失礼しました。ボランティアというのはボランティア的という意味で表現しておりますので、申しわけありません。

まず、策定部会につきましては、基山町告示第45号で基山町のまちづくり基本条例策定作業部会設置要綱を設けております。まず、その要綱の中で、所管事務につきましてはまちづくり基本条例に盛り込むべき内容及び条例の素案について検討を行っていただくということで、それから作業部会は20人程度の意欲ある町民を中心に組織をしますということで行っております。現在、委嘱状等をやるべきか、その辺については内部でも検討しておりますけど、その辺ははっきりしたらうちでも委嘱をやるべきじゃないかという考えを持っております。

それから、災害につきましては、もしこれはあってはならないことと思いますけれども、その件につきましても基山町総合災害補償規程の中に該当するのかどうかを現在研究を行っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

私の手元にはまちづくり基本条例策定委員会設置要綱をこの前、全協でいただけてます。今、課長が言われました作業部会の要綱ができてるといふふうにお聞きしましたが、その要綱はいただけていますかね。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

作業部会の要綱は議員の皆様にはお渡ししておりません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

これ重要な問題ですので、ぜひ資料として要綱を提出をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

できますか。（「できます」と呼ぶ者あり）

質問者、今すぐそれによつての質問があつてしょうね。企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

準備がありますので、しばらく時間をちょうだいしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

じゃあ、暫時休憩いたします。

～午前9時45分 休憩～

～午前9時52分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

再開に当たり、まず企画政策課長より説明があります。企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

済みません、時間をとりまして申しわけありませんでした。

まず、お手元に差し上げております基山町まちづくり基本条例策定の作業部会設置要綱につきまして、先ほど若干説明しましたけれども、目的としましては基山町まちづくりの基本条例策定としたまちづくり基本条例策定に向けた検討を行うということにいたしております。

所管の事務としましては、まちづくり基本条例に盛り込むべき内容及び条例の素案について検討を行い、有識者等によって組織される策定委員会に報告をするものとしたしております。

組織としましては、20人程度の意欲ある町民を中心に組織するというようにいたしまして、その中に部会長、副部会長を設置し、会議を行うような要綱等を設けております。

それからもう一点、大変申しわけありません。重松議員から質問がございました構成委員につきまして、1点漏らしてございましたけれども、大学の教授を1名、それから作業部会を2名、それから団体を代表する者3名、公募による町民からの公募が3名ということで合計9名になりますけど、1名につきましては行政機関の法令担当の事務員を1名入れるようにいたしております。非常に申しわけありませんでした。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。（「3回目」と呼ぶ者あり）鳥飼議員3回終わってますが、今資料をいただいた作業部会のこれについてですか。

じゃ、特別に許可します。1回だけですよ。

4番（鳥飼勝美君）

済みません、4回目ということですけど、今いただきました資料、これは基山町告示第45号で策定委員会設置要綱よりも早く告示されとるということで、もし全協のときに資料をいただければきょう質問することもなかったと思っておりますので、今後の行政機関の情報開示についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それで、若干ですけど、ここで基山町が私はボランティアという感覚で言ったんですけど、ここで町長が告示をして町の機関として作業部会を設置するというふうな要綱ができ上がっておりますので、これに関しましては第3条の20人程度で組織するという漠然としておりますけど、私としては今後の作業部会の責任と権限、内容が基本的な素案を作成するという重要な任務のある作業部会でございますので、これについて報酬は払われないならば謝金とか

公務災害等、その点について十分考慮の上、作業部会の運営にはよろしくお願いと要望いたしまして質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございせんか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

委員会として所轄でありますけど、1点確認をさせていただきたいんです。

先ほど委員の構成の中で、選び方について重松議員からも意見がありました。

条例検討という非常にある意味で専門的な町の法律を決める重要な局面でありますので、従来どおりのような形でないということを願いますが、先ほどその中で団体代表についてあります。それらの、例えば区長会、事業者代表、婦人会という、そういう団体から選ぶということについて異論があるわけではありませんが、過去の審議会、委員会の選び方を全部見てましても区長会長、商工会長、婦人会長、農業委員会会長、各会団体のトップがすべて連ねておると。きのうも委員会の委員の重複のことを鳥飼議員から申し上げて、その実態をという意見がありましたけども、こういう新しい取り組みをする中で、人の選び方について、きのうも片山議員もおっしゃってましたけども、要は人の選び方についてもう少しきちっとした町的意思なりがそこに出ないといけないと思うんです。区長会から選ぶのであればそれなりにふさわしい、そういうふさわしいというよりそういうことに強い人がもしおればその人を指名したらいいわけですし、商工会から選ぶのであればそれなりの、トップが悪いとかということじゃなくて、団体の代表としてトップじゃないといけないという認識が旧態依然の古い体質を引きずったまま物すごく新しいことをやろうとしているということになるわけでありまして、ぜひとも後の委員会で言おうかと思ったんですが、全体のことだったので、きのうからずっとそのことを一貫しているんな議員の人からの意見も含めて引きずるとるんで、ぜひそのことを強く要望しておきたいと思います。

以上であります。

議長（酒井恵明君）

平田議員、挙手やったですね。平田議員。

12番（平田通男君）

今、後藤議員がされましたことに重複しますけども、さっきの各種団体の代表の中で婦人会という話があったですね。婦人会長を代表に入れることについてはとやかく言いませんけ

れども、その選考した婦人会の組織はどうなっているのかということを知った上でそういう指名はされてるんですか。今、婦人会が基山町にどのくらいあって、どのくらいの行政区の中にある、そして存在する婦会もどんどん目減りをしていってる、そういう実態を本当に承知の上で婦人会長をそこに出してきてるのか。私が調べた範囲内では、婦会の組織としてあるのは4区と5区だけです。あと幾つかありますけど、みんな行政組合別に脱退していってる。完全に残ってるのは4区と5区だけ、17区の中で。

そういう中で、以前も質問をしましたがけれども、婦会の会長の仕事というのは手帳にだっと充て職で書いてある。だから、役場でそういう委員を選考する場合に、もっと慎重に選考していかなくてはいけないんじゃないかと、組織力がだんだん落ちていってるものに対して、それを補強するだけの努力をほとんどしてない、目減りしていくのを黙って見てるだけだと、一方では充て職として婦会の会長のいろんな役職に充ててきてる。その実態は全く変わってないんです。さっき後藤議員が言われたように一つも変わってません、ここ何年か。その辺についてはどう思われますか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

関係団体を代表する団体の長という形で選出いたすようにいたしておりますけれども、まず先ほども若干説明しましたけれども、区を代表する方たちには今後コミュニティーに関する事も条例の中に入ってくることで、その辺の理解と認識を考え等もお聞きしたいという観点から、それから事業者等もまちづくりに関して、そういった団体の活動も出てくるということで、その辺もお伺いしたいと、それから婦人層につきましては町を組織する上では相当の意見があると思いますので、その辺を理解して行っていこうと思っておりますけれども、今回こういったまちづくり条例を策定していく上では、きのうからも質問等で出ておったように、底辺にどれほど波及していくかが一番大切なことと思っておりますので、区長会等にも逆に説明をした上で認識を持っていただいて参加するような形を今後検討していきたいと思っております。

それから、公募による町民の募集も3名しておりますので、昨日も議員さん方から意見が出ておりましたように、こういう認識をお持ちの方がおられるということであればなるべく推薦していただいて、公募に参加していただけるような態勢をお願いしたいと思っております。

す。町もその辺は努力していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

最後になるかと思うんですが、国民保護計画のところでも申し上げたんですが、形だけです、要するにつくるときにつくる力のあるかどうか、要するに各種団体の長は今もおっしゃったように広報をねらいにしてるんです。広報等つくるときって機能をごっちゃにってしまうからこういう結果になるし、いいものができてこないんです。私はずっと充て職で区長会益田さんをよく知りません。でも、この人スーパーマンかなと思いました。エネルギーから条例から全部に顔を出してる。本当にスーパーマンかと思いました。ところが、ねらいがつかうことじゃなくて、広報宣伝という目的を確立をして委員会をつくってないからぐあいが悪いんじゃないかと思うんです。そこあたり皆さんの意見を聞いてそうなんです。充て職で形で守りだけじゃなくて、もっと攻めの行政をしていかないと、攻めの考え方をしていけないと基山町はだんだん凋落していくんです。そういう意識をぜひ持ってもらいたいと思って、最後に一言つけ合わせていただきました。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第22号議案に対する質疑を終わります。

日程第2 第25号議案

議長（酒井恵明君）

日程第2 第25号議案 用地の取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

片山議員。

5番（片山一儀君）

25号議案ということに入ってるんですが、23号、24号議案の議案審議はないんですか。議案は審議することになってるのになぜ飛ばされるんですか、まずお伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

最終日にやります、これは、投票でいきますので。片山議員。

5番（片山一儀君）

前のときもそうでした。投票だけですよ。特に余り審議ということされないですね。なぜここで審議をされないんですか、今までやってないからされないんですか。議案というのは審議することになってるんです。

議長（酒井恵明君）

ということは、ちょっと暫時休憩します。

～午前10時4分 休憩～

～午前10時23分 再開～

議長（酒井恵明君）

大変お待たせいたしました。

片山議員の発言に対して、議会運営委員会を臨時に開催していただき、決定していただいたことを報告しますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

人事案件に関しては最終日に上程するし、討論また質疑も受けますので、そして結果が投票という段取りでいきますので、それに御協力を願うようお願いいたします。

以上です。片山議員。

5番（片山一儀君）

今、議運で決まりましたとおっしゃいましたね。

議長（酒井恵明君）

はい。

5番（片山一儀君）続

議運には決定権あるんですか、議会で決定権は本会議しかないんじゃないですか。議長は議運に諮問をするとなってます。すべて議会の運営は議長に責任があって、議運に諮問するとなってるんです。そこで決まった事項は、例えば会期だってそこで何日間と決める。決めただけ、ここで会期をするんですが、どうですかとここで諮る。ほで、ここで決めるわけでしょ、本会議で、会期だって何だって。

議長（酒井恵明君）

もちろん、議長は議運に諮問してますよ。それを時間的に口頭での諮問です。だから、口頭での答申を受けて今私が発表したでしょ、それに御協力くださいということで。協力できなければ最終的に、言ったでしょ、討論、質疑、投票、その結果が出ますので、それで御理

解ください。片山議員。

5番（片山一儀君）

手続を私は言ってるんです。いい仕事というのはいい手続といい目的といい達成がないといい仕事とは言わない。議運で決定するという事について私は言ったんです。決定権はここにしかなくて今協力ください、協力くださいということをごさいますよ、皆さんどうですかという議決をすることは別なんです。ここで議決をしなければいけないんです。討論もして議決をしなければいけないのが本会議です。だから、協力じゃないんです。このあたり議長と私が認識が違うんだろうと思いますが。

議長（酒井恵明君）

私は、議員必携にも明記してありますが、議会運営委員会での決定事項は遵守しなければならないじゃないんです。「遵守すること」とはっきり明記してあります。だから、その思いをもって皆さん遵守して下さるという意味で御報告いたしております。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）原議員。

11番（原 三夫君）

今、片山議員からいろいろこの件について質問が出とるわけですが、きょうの議事日程も決まっておりますし、最終日の日にこの議案については審議をすると、質問を受け付けるということでございますので、私はそれで行っていいんじゃないかと、必ずきょうやらなくちゃいけないということじゃなくして、私はそういうふうなことでどんなかなと思ってますけど、いかがでしょうか。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。

今、原議員からこのままでいいんじゃないかっていう御意見も出ましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」「提案をした私に聞いてください」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

片山議員、じゃあもう一度。

5番（片山一儀君）

いいんですよ、それでも構わない。ただ、ここで23号、24号を飛ばすということをごさいますと審議をしてから飛ばさなければいけんと私は言ってます。なぜ飛ばされたんですかと言

ってる。内容に質問があるんですよ、大事な、特に23号については。なぜ飛ばされた、それは最後にやるということなら、それで構わない。それを最初に飛ばした理由をここできちっとしないと、多分議長は議運で決まったからそれでよろしいじゃないかと、こう思われてんだと思うんです。だから、それを飛ばしたんで、あるいは過去から人事案件を飛ばしてるからそれでやろうとされたんだと思うんです。

それから、議員必携は根拠になりません。あくまで参考です。初めて議員になった人間が勉強するための参考でしかないんです、あれは。よく議員必携、議員必携とおっしゃいますけど、議員必携が根拠になりますか、議員必携の中の法律は根拠になります。そこんとこ、よく理解していただきたいんです。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

そしたら、これは議事日程にかかわる問題でございますので、お諮りします。議事日程を変更してやるのか、またはこの議事日程どおり、私が冒頭に申し上げましたとおり、最終日に投票の前に討論、質疑を受けます。討論、質疑を受けて最終日に投票に入った方がいいと思われる方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（酒井恵明君）

賛成多数でございますので、この日程どおり進行させていただきます。

じゃあ、改めて日程第2、第25号議案 用地の取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）

この件につきましては、今日まで全員協議会で数度論議をしてきたところでありますけども、こういう大事な問題については議会の場で論議をしていくべきなんだろうというふうに思っております。こういうふうに今回用地の取得をするようになった経緯について、最初に説明をお願いしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

それでは、私から今のお尋ねの件で申し上げたいと思います。

まず、ことしの1月9日に関係者というか地権者の方が役場にお見えになりました。それ

で、現在提案をしております山林を買ったけども、林道からの排水が自分の山に入って山の土を流し、木が倒れてるのでどうにかしてほしいと、今後45年ぐらいの木が立ってるのでいい木だけを残して間伐をする計画があるという話がありました。これを受けまして、1月17日に現地で立ち会いをしまして、再度排水管。

失礼しました。今までの経緯につきましては、さきの全員協議会の中で説明を申し上げておりますので、重複しますので割愛をさせていただきたいと思います。

最終的には、この山林につきましては水源涵養林、それから小松集落の上部に位置するというので今回提案をさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

全員協議会の中でさまざまな意見が出て、それが全部公表をするのがいいのか悪いのかというのについては私はわからない面もあるんですけども、全員協議会で議論した部分は議事録として出ませんよね。しかし、町民の方に情報から公開するという意味では、議会の場で議事録としてきちっと載るところでの論議というのが必要なのではないかなと思っております。

それで、今の経緯については私もこれ以上は聞きませんが、1点、公共の利益のために必要な用地として今回用地取得をするとあります。公共の利益のために必要な土地と言われれば、確かに今から先の環境保全にしても水源の管理にしても大変大事な土地だろうとは思いますが、しかし、その土地がその土地だけではないという意味でも思うんです。確かに、これ用地の取得ですんで、買うほうと売るほうの関係がそこで合意しなければこの取得というのはできない部分でもあるんですけども、町として今回この公共の利益のために必要な用地なんだということで、最終的に確認してから用地取得するようになった根拠だけでも説明していただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

根拠といいますか、公共の利益のためということで、今回この山林を取得するわけがございますけれども、先ほど重松議員が言われたように、この土地につきましては環境保全、森

林保全のためにということが公共のためになるということで、用地取得をしたところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

2回しか質問できませんので、まとめて2点にわたってお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

3回。

12番（平田通男君）続

3回ですかね、はい。

まず1点は、今回取得された面積の全協の中で示された面積と今回提示されてる2万7,806㎡の中に、私の計算違いだといいいんですが、その他、田2筆を加えたら2万7,629㎡しかないのではないかと思います、その違いについて、まず教えてください。

ここは国調が終わってる所ですね、国調が終わってる所だから面積の違いがないと思うんですけども、前回全協の中で示された面積の合計をすると2万7,629㎡、今回提案されてる面積は2万7,806㎡ということは177㎡、今回多くなってるんです。そこは何かあると思いますので、説明をしていただきたいと思います。

それからもう一件ですが、今回こういう形で用地を取得をされたのは、あくまでも基山町の自然を守るということでなされてると思います。そのことは大変結構なんです、今基山町全体を見て基山町の自然環境が危ないところ、もっと具体的に言えば産廃等が投棄されるおそれがあるところというのも限られてると思うんです。城戸はほとんど公有化されてますよね、基肄城で、それから宮浦はあるお寺さんがほとんど買ってあります。あとは園部ですね、園部地区がこういう危険な状況のところは何力所があると思うんですが、できましたらここをちゃんと地図上に落として資料として持っておいていただきたいと思います。今後、基山町がこういうような形で物件を買わざるを得ないような状況になされそうな地域、図面上ではっきりわかると思いますので、その程度ぐらいは担当課で調査をして図面上で残していただきたい、これは要望です。その2つについてお願いをしたいと思います。

まず最初に、面積の違いについて教えてください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

それでは、私から申し上げたいと思いますが、まず最初に全協で御相談申し上げたのは、議員の質問にありました2万7,629㎡でございます。これは林道の排水が直接かかっているところ2筆でございます。最終的には先方から購入するというところで最終確認をしましたところ、林道の上に177㎡残っているということで、全部まとめて先方としては買ってほしいということで、合計では2万7,806ということで、4月25日の全協の際にはこの点まで含めたところで話をさせていただいております。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

それと、もう一つの要望の点ができるかどうかだけ返事してください、地図上に落としてくれということ。

要望じゃあるけど、できるかできないかだけを返答してください。

農林環境課長（吉浦茂樹君）続

それじゃあ、2点目の議員のお尋ねですが、農林環境課としては自然環境保護用地ということで管理をしますし、今後も議員おっしゃったところについては十分保管をしまいたいと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。平田議員。

12番（平田通男君）

そうすると、今の説明の中で林道の上が177㎡あると、これを今度追加したということは、前回示された赤いラインの中のそれにも関係してくるんじゃないですか、こういうことをしてたら。前回もう一件、今度買ってくれという要望があっているという説明がありましたね。そことこれは地続きになるんじゃないですか、地続きになりませんか。林道、要するに自然林を保有するために谷間を買ったわけでしょう。そして、我々に示された中では、今度は林道の上の177㎡も追加して買ったということになると、前回たまたま示されたもう一つの会社の用地、買ってくれというところにそのまま地続きのところを買ったということにならないんですか、その対応は大丈夫ですか、教えてください。大丈夫ですか、こういうことをし

とって。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

確かに議員おっしゃるように、地続きになるかと思います。それで、前回の全協の折に、口頭でございましたけども、先方からも話ございましたので、再度町としては購入したいがという提案をさせていただきましたけども、残念ながらこれは別だというお話をいただきましたので、そのまましております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

これは別だと言ったけど、現実的にはそこを買ったんでしょ、今度。そこまでも含めて買ったわけでしょう。そうすれば、当然前回示されたときにこの上まで入っとかないかんですよ、ここまで買いますよと、何か意識的に外したんじゃないですか、ここは、前回示された面積の2万7,629㎡の中には入ってなかったんだから。そして、今回提案されたときには177㎡を、しかも林道の上をですよ、谷間ではなくて林道の上を今度追加して出してるわけですよ、ここで。これはようっと調べなわからんですよ、我々も。あ痛、ここが入ったかなと。そして、しかもそのときに全協の中でこの上を買うのは問題があるということまで指摘してるわけでしょう。我々をだましたわけですか、そしたら。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっとまだ待って。結果としてそうでしょうもん、じゃあどう弁明するんですか。答弁調整してください、これは。

議長（酒井恵明君）

答弁調整のために暫時休憩します。

～午前10時44分 休憩～

～午前10時54分 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

答弁調整をいたしておりましたけど、答弁調整じゃなくて本格的な休憩に入ります。

何時までとは言えません。

～午前10時55分 休憩～

～午前11時19分 再開～

議長（酒井恵明君）

再開いたします。

大変お待たせし、御迷惑をおかけいたしました。

傍聴者の方にも大変申しわけございません。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

答弁調整のために貴重な時間、手間をとりましたまことに申しわけございません。

先ほど平田議員の質問に対しまして、私がまず3月26日の全協の際について2筆2万7,629㎡ということで議員の皆さんに御説明を申し上げておりましたけども、その後4月25日段階でも口頭では副町長から話がございましたけども、図面をそのとき示しをして、本来ならば内容が変わったというところで177㎡を御説明を申し上げなくてはならなかったところをしておりませんでした。これは決して意図的ではございませんでしたけども、先方からこの分についても買ってくれという話がございましたので、本当に十分な説明ができなくて申しわけございません。以後、こういうことがないように十分注意してまいりたいと思いますので、この議案につきましてよろしく御審議のほどお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。品川議員。

6番（品川義則君）

全協のときにこの土地が先方からお話があったときに、林道からの排水によって町がつくりました排水路、升ですね、それが壊れて木が倒れてるということでございます。また、今回の取得の理由についても水源の確保、それから木の養生という説明がございますけども、このままの排水路が補修とかはされないのか、それから今回用地を取得されましたけども、平田議員がおっしゃったように、町内にはほかにもこういった産廃の業者が考えそうな土地はございますけども、今後の対策はどうとられるのか、2点について説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

まず、この議案にお示しをしておりますこの土地につきましては、今回議決をいただきました場合は後の補修についてはかなりの費用がかかりますので、十分検討し、また産業環境常任委員会もごさいますので、その中にも御相談を申し上げたいと思います。

それと、今後の森林保全の問題で、今後の方向性については、またこの林道沿いちゅうのは十分考えられますので、その点につきましては事務局というか執行部で検討しまして、それをまずは基山町の産廃を守る会議というのがまずあります。そこにも御協議を申し上げ、そしてまた議員の皆さんにも御相談をしながら、基山町の森林保全に努めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

わかりました。全協で片山議員からもおっしゃいましたけども、私は町有林また町内の森林の保全計画というものを作成して、水源であり、またこれからいろいろ災害が起きないような、そういった森林の保全のために立派な計画を立てていただくことを強く要望して終わります。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

林道管理条例について、今回いろいろ課題ということで全協の中でも話があったと思うんですが、現在の林道管理条例では第4条で大型車、大型特殊自動車は届け出るとい、届け出で済むという形になっとなで、これ12t以上ですか、11tまでは届け出もせんでいいという形になっとなりますし、第9条で維持管理のために制限できるという制限条項も少し入りますので、そういうこともあると思いますが、今回を契機にこの林道管理条例をきちっともう少しいろんなところと相談しながら整備するとか、し直すとかという形があるかどうか、その辺お伺いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

この点につきましては、さきの全協の中にも議員の方からお話がありました。

結論から申し上げますと、できますならば再度この条例を見直しをしながら、間に合いますならば9月の定例議会に御相談を申し上げたいというように考えております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第25号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第26号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3．第26号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、26号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第27号議案

議長（酒井恵明君）

日程第4．第27号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度基山町一般会計補正予算（第7号））を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の11ページから12ページの第1表 歳入歳出予算補正、歳入歳出についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細に入ります。

3ページをお開きください。よろしゅうございますか。

歳入。2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

これは特別交付税が49,662千円ということで、インター杯の分というふうに聞いております。通常とインター杯分の増額は金額は直接はわかりませんけど、どのくらいのインター杯の分が通常の特交と今回の補正の49,000千円との例年から見るとインター杯がどのくらい算入されるか、推計でもよろしゅうございます。お願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

18年度は特別交付金が68,000千円でした、総計がですね。だから、今度は

89,000千円。ただ、私は高校総体も含むということですので、これが全部差額が高校総体に含まれるものとは思っておりませんが、その差額をもってすれば約21,357千円ございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次へ進みます。

10款 1項 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

17款 1項 1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、13ページ、歳出に入ります。

4款 2項 3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款 1項 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

予備費。14款 1項 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第27号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第28号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5．第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改

正する条例)を議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、第28号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第29号議案

議長(酒井恵明君)

日程第6 第29号議案 専決処分の承認を求めることについて(基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番(松石信男君)

1点だけ確認させていただくということをお願いしたいと思います。

今回、医療部分の課税限度額が560千円から470千円と90千円ほど差がある。その一方では、後期高齢者の支援金分として120千円、新たにできたわけですが、限度額がですね。それで、限度額といたしましては560千円から590千円に30千円引き上げと、これに国保税といたしましては、介護分を加えますと650千円の限度額から680千円に引き上がったというふうの確認させていただいていいでしょうか。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)

そのとおりでございます。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

ほかにご覧ませんか。後藤議員。

3番(後藤信八君)

対象世帯の確認ですけども、この上限が先ほど言った560千円から590千円、介護を含めて650千円から680千円ということでありまして、これによって対象世帯に変化というか増減があるのかということですね。

それから、11条の特定世帯、夫婦どちらか一方が後期に入った場合の特定世帯のあれがありますけども、これの今現在の対象世帯数というのがわかれば教えていただきたい。

それからもう一つ、被用者保険で入られといて被扶養者の人が国保に入った場合の減免措置の対象者ですね、この辺の方が何人ぐらいおられるか、よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、第1点目の限度額が30千円、トータル的には30千円上がってるということで影響ということでございますが、これは当然高所得の方につきましては今までが30千円少ない限度額でございましたので、それが30千円ふえるということになりますと影響を受けて、納めていただく方がある程度ふえるんじゃないかというふうに思っておりますが、直接の対象者については今のところ資料を持ち合わせておりませんので、後日調べたいと思います。

それから、2点目の特定世帯、今後藤議員がおっしゃりました、どちらかが75歳で後期高齢に入られたために残りの方、1人の世帯になられるという世帯がどれだけあるのかということでございますが、今現在は353世帯になっております。

それから、被用者保険の被扶養者の方はどれだけかということでございますが、これはあくまでも減免という制度でございますので、していただいた方しか今のところ確認できておりませんが、今のところ3件出ております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第29号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第30号議案

議長（酒井恵明君）

日程第7．第30号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の30ページをお開きください。

歳入歳出予算補正、第1表ですね。ございませんか。松石議員。

10番（松石信男君）

性質別の内訳を見ますと人件費がその中で職員給与が2,900千円ほど減額補正をされ

ているわけであります。それで、もちろんそれは人事異動によるものということでありますけれども、これ具体的にどのような人事異動というか、いわゆる何人退職されて何人新規採用があったと、その辺を説明ください、男女も含めて。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

人件費の件でございますけども、この件に関しましては当初予算を組むときに1人退職の予定がなかった職員が1人退職をしとります。

それと、育児休暇ですね、育児休業ですか、それが2人、女性が出とります。そういった関係で2,908千円の更正をさせていただいております。（「新規採用はなかった」と呼ぶ者あり）

新規採用はそれぞれ相殺をしまして、その差として2,908千円、新規採用は2人でございます。（「2人、男女の」と呼ぶ者あり）女性が1人と男性が1人。（「いや、違う違う、お二人いるだろう」と呼ぶ者あり）女性が2人です。女性がお二人です。（「わかりました、はい」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

退職者は男子か女子かわかったんですか、質問者。（「答弁お願いします」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）

男性でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。よろしゅうございますか。

歳入。12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款2項2目、6目。

失礼しました。重松議員、どちらですか、12款。（「はい、1項1目ですけども」と呼ぶ者あり）

速やかに挙手してください。重松議員。

2番（重松一徳君）

パーク&ライド事業に伴う土地使用料の7,480千円、けやき台の北側ということで説明あったんですけども、これのどこからの支出でこの使用料というのは基山に納められるのか、再度説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

この歳入につきましては、事業主であります西日本鉄道株式会社より歳入があります。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

次行きます。

14款2項2目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

16款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

17款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

19款5項3目・雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、9ページ、歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目、3目、4目まで、10ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

じゃあ、11ページの2款1項5目、6目。重松議員。

2番（重松一徳君）

先ほどこの条例の策定の関係で質問しまして、この10名という中身ですけども、5回開催されるといってこの3,332千円計上されておりますけども、この中身について詳しく説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

1節の報償について、まちづくり基本条例策定委員会を10名予定しております、1名、委員長につきまして15千円の5回の75千円、それから委員が9名で5回の256,500円、合計の332千円を計上させていただいております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

先ほどの説明でそれぞれ公募が3名とか説明ありまして、その数で6名で行政機関から1名と合わせて9名と、行政機関から入られる1名についても、これ予算にこの5,700円でしたか、この支払いをされるような計算になっておりますけども、この点について説明お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

9名のうちの1名は町の職員を入れておりますけれども、この9名の換算の中に入れるというのは不適切ではあると思っております。しかし、5回の開催につきましては、大体9月からの策定委員会を予定しております、9、10、11月ぐらいまでで一応5回を想定しておりますけれども、この回数につきましては予定でございます、補正をまたお願いする段階があるかもしれませんし、また回数によりましては更正をお願いするかもしれませんので、その中でまた調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

委員長報酬、今回15千円になってます。前の新エネのときは20千円だったですよ。これで同じ片方は佐賀大の教授、この新しい方は久留米大の教授ですね、そこあたりの差というのは何かで出てくるようになってるんですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

今、専門の大学の先生等につきましては、交渉という形で取り組んでおります。今回大学の先生にも今のところ打ち合わせには行ってございまして、事務の段階で町の考えとしましては学識経験者は大体1時間当たり6,600円となっておりますので、大体会議を2時間半程度でお願いしたいということで16千円ちょっとになりますけど、15千円程度でお願いできないでしょうかというお願いをしまして了承はいただいております。

ただ、新エネルギーの場合は大学の先生とも協議しまして、同じような協議をしておりますけれども、それではちょっと無理だと、ほかの事例等も出されまして新エネルギーの場合は20千円で大学の教授もそういう交渉の経緯の中で決定をさせていただきました。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

先ほどの説明で役場の職員1名に対して5,700円支出される形になるんですね。なってませんか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

先ほど御答弁させていただきましたように、9名の中に役場の職員を入れておりましたけれども、支出するということは不適切ですので、またその部分については回数等も確定いたしておりませんので、その辺で更正あるいはまた回数がふえた場合は補正もお願いしようと思っておりますので、その辺で運用を図らせていただきたいと思いますと思っております。

議長（酒井恵明君）

職員には支給をしないちゅうことでしょうか。

企画政策課長（小野龍雄君）続

はい。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

19節ですが、これは新しい事業ですけれども、自動車運送事業の安全、円滑化などの総合対策事業7,320千円ですが、これは先ほどの西日本鉄道の用地、けやき台の一番東側ですか、7,481千円を土地の使用料としてもらうわけですが、中身の事業について説明をお願いしたいと思います。4分の1の補助等の関係もあるかと思えます。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

この事業につきましては、歳入の先ほどのパーク&ライドの分の歳入で入ってきた分をこの自動車運送事業の安全、円滑化等総合対策事業という事業に取り組みまして、歳出を図らせていただこうと思っております。

事業主体は先ほど言いました西日本鉄道株式会社で、総事業費を29,290千円で、国と町が2分の1の国4分の1で7,320千円、町も4分の1で7,320千円、事業主体が残りの2分の1の14,650千円を負担して行う事業となっております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。林議員。

8番（林 博文君）

この事業は、確かにいい補助事業でされる工事ですが、大体西鉄との契約はこの7,481千円、逆に戻ると思いますが、この事業とも関連しますが、契約の期間としてはどのような関係でなっておりますか、契約の期間。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

この事業につきましては、基山町が事業主であります西日本鉄道へ負担金として支払いまして、事業の作業等の契約につきましては西鉄で行うようになっております。

完成の予定としましては、年内に使用できるような形で西鉄が考えているようでございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

私がいまさっき言いましたのは期間です。期間を何年間ぐらい西鉄とこの土地を使用していいということでこの7,483千円ちゅうのはもらわれておるんですかちゅうこともつけ加えてお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

歳入で計上させていただいております賃借権につきましては、10年間分の賃借権を予定しております、事業としましては、西日本鉄道株式会社といたしましては、これは永久的といたしますか、長く続けていきたいというふうに思っております、またこの利用度によりましては拡張等もお願いしていきたいというような旨はお聞きいたしております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次進みます。

2款2項1目。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

税務総務費でございます。人件費13,000千円上がっておりますけど、税務事務の充実を図るためということだろうと思いますし、次の住民課が10,000千円下がっておりますけど、この税務職員の充実とか徴収とか、その辺ありましたら教えてください。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

人件費の件でございますけども、まず昨年度は税務課には課長兼職で私が財政課と兼職しておりまして、課長の給料はございませんでした。

それからまた、次になりますけども、次の住民課につきましては、課長はありましたけども、今度私が行っておりますので、その分が抜けております。その関係でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次進みます。

13ページ、2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款5項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目、2目、4目まで、16ページまで。原議員。

11番（原 三夫君）

3款1項2目ですね、いや違うか。

議長（酒井恵明君）

4目までですよ。

11番（原 三夫君）続

4目まで。

議長（酒井恵明君）

16ページまで。

11番（原 三夫君）続

ちょっと間違えました。

終わります。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

2目の老人福祉費の老人保健福祉計画策定委員会報酬の件と老人福祉計画策定業務委託料の件でありますけども、老人保健福祉計画というのは町村ごとに県や国の老人保健計画、老人福祉計画に基づいて自治法の精神にのっとり医療以外の老人保健の計画とか居宅事務、そういう充実に向けての取り組みとかを決めなきゃいけないという形になっておると思いますが、これは18年3月に既に町としては策定しております。17年度に策定したんじゃないかと思えます。

一つ18年3月に策定済みで、それを見直す計画なのか、いろんな保険制度とかいろいろ変わったから抜本見直しする話なのか、そういうことも含めてこの委員会を開いて、さらに委託料として2,000千円も計上するという形になっとるのか、その辺のことをまず1点お願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今回の見直しにつきましては、今までは老人保健福祉計画ということで、保険関係も今までの分はやっております。平成18年から平成20年度までの3カ年でございます。今回は老人保健法がなくなりまして高齢者、いわゆる後期高齢の分が出てきましたので、必ずしも健康部分を入れなくてもいいというふうになっておりますが、それは市町村によって判断していいというふうで若干変わっております。

ただ、平成20年度までの部分をまた新たに21年から23年まで見直すという業務でございますので、全く変えるということではなくて、ある程度今までのものを基本にしながら見直しを行っていくということでございます。

それともう一点、これにつきましては介護保険の関係もございまして、介護保険も第4期介護保険事業計画というのを見直すようになっております。その整合性というのも必要になりますので、その計画ともあわせながら今回見直しをさせていただきたいということでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

情報公開のコーナーに資料がありましたんで見させていただきましても、それを18年3月の老人保健福祉計画を見直す程度の作業であれば自前でできないのか、2,000千円もの委託料を払って専門家に委託しないとできない見直し計画なのか、その辺のことについて御見解をお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

その件につきましては、一般質問のときに町長が回答させていただいております理由もございまして、先ほど申し上げました介護保険事業計画、こちらとの整合性が必要になりますので、今回お願いいたしております。

ただ、もう一つ私たちの課で障害福祉計画という見直しもするようになっております。こちらはこの予算を見ていただければおわかりかと思っておりますけども、報酬は上げさせていただいておりますが、作成委託料は上げさせていただいておりません。そういう関係で、2つ実際今回見直しを行わせていただくということでございますので、この老人保健福祉計画につきましては介護保険との事業の整合性も含むということで、こちらを今回委託をお願いしたということでございます。（「議長、関連」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

関連で、今のですね。後藤議員。

3番（後藤信八君）

今の両方の障害者もそうですけども、2年とか3年置きにやらなきゃいけないというほどそういう見直しが決まってるレベルの計画であれば、本来であれば3月の当初予算で計上できなければおかしいんじゃないですかね。これは何でこの時点で新たに新規としてという形

で出てくるのか、あらかじめ毎年とか2年とか3年置きにやらなきゃいけない仕事があるんであれば、本来であれば20年度の最初の予算から、一番審議するのはそこですから、そこで本来は計上すべきじゃないかと思うんですけど、関連でちょっとお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今回の当初予算につきましては、ある程度骨格予算というような位置づけがなされておりましたので、新規事業につきましては6月以降での対応という形を実際とっております。その関係上、後藤議員御指摘のとおり、これにつきましては本来であれば当初予算でお願いすべきところを6月に今回はお願いをさせていただいたということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員、先ほど挙手してありましたね。片山議員。

5番（片山一儀君）

この前、町長からプロに任せるんだと、こういう話がございました。今答弁も計画はプロがつくるプロがいるよと、こう話があった、町長の答弁あったとおっしゃったんですが、障害計画、いろんな計画をつくんなきゃいけない、そこでこの町の基本的な計画をなぜ外へ任せるのかという形。

今言ってるのは委託料なんです。3款1項2目の、それから13節委託料についてなんですけども、前平野課長のときからも出てました。そのとき、予算のときに申し上げたんです、なぜこれを出すんですかって、自分らでつくればいいじゃないですか。課長が1人動かれるが、さっきあった10,000千円の予算が動くんですよ、人件費が。こっちが変わるだけで10,000千円、課長もらってるんですとおっしゃる、さっきね。それがなぜそれだけのお金をもらってる人がつくらなくて、また2,000千円あるいは2,300千円かけて、行財政改革で言っておりながら、なぜそれをされないんですか、こんなんすぐできるんですよ。

例えば国家公務員20年いたら行政書士の資格が取れるんです。地方公務員23年で行政書士の資格、無試験で通れるんです。行政司法を見てください。それだけ行政の文書に関しては詳しいことになってるんです。これが行政の人が一番プロなんです。業者はプロじゃないんです。皆さんがプロなん、課長は33年ぐらいなって課長になられるんでしょ、30ぐらいならんですかね。それだけずっと鍛え上げてきてんです。もし、鍛え上げてなかったら今までの

私が事務次官と言った副町長は鍛えてないから課長を。それを鍛えなきゃ、できるんです、こんな。町長以下ができないと思ってるからできないんです。私が予算のとき言ったとき、皆さんだれも賛成してくれなかったけども、できるんです。できるのだからやれば2,300千円あるいは2,000千円浮くんです、財政が。業者に任せることないじゃないですか、みずからつくれば。今できなかった、それをだんだんできていくようになります。保障します。皆さんは23年で行政書士の資格が無試験で取れるんです。行政司法はそうなってる。プロですから、自信持ってやる。こんなは要らないと私は思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

3款1項2目の28節、繰出金がございます。122千円ですが、後期高齢者の医療の繰り出しとなっておりますけど、まだ始まって1カ月ちょっとですけど、何で今ごろこんなに繰出金となされるのか、その内容を教えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては事務相当分、いわゆる納付書関係とか通知書の封筒を主体につくらせていただく予定になっております。

ただ、後期高齢につきましては、当初予算をお願いしておりますが、あくまでも見込みということで今回初めての状況でしたので、実際その事務に当たりますとどうしてもそういう封筒面とかが不足するというので、今回その消耗品関係をお願いいたしております。その費用につきましては一般会計から繰り出しをしてもらうということで、今回この追加をお願いいたしてるところでございます。（「議長、答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。先ほどの答弁。（「はい」と呼ぶ者あり）要るんじゃないんですか。

じゃあ、ちょっと置いて、今の原議員から先にいきます。申しわけございません。

11番（原 三夫君）

見込み違いであったと、そういう面は確かにあると思いますが、ということは今からその

都度その都度、そういうことでずっと出てくるちゅうことなんですか、繰出金は。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今回、納付書等が差し上げられますのは、大体決まった期日でございますので、中には時々まだほかに不足する場合もあると思いますが、これはあくまでも今回追加をさせていただくものでありまして、今後は通常であればありません。今回、先ほど申し上げましたとおり、当初予算がある程度見込みでさせていただいておりました関係上で追加をさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

大変申しわけございません、答弁要らないかと思ってましたので。片山議員。

5番（片山一儀君）

先ほどの考え方について御答弁をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

どっちに、町長のですね。（「いや、行政に対して質問したんで、だれがお答えになるかは別の話でございます」と呼ぶ者あり）じゃあ、町長。

町長（小森純一君）

大変難しいといいますが、先日の一般質問でもお答えをさせていただいたんですけども、それは先日言ったばかりですので、その繰り返し以外はないと思いますけども、やればやれるんだというようなことございますので、それはちょっと考えなきゃいかんと思いますけども、今の段階では本当に定数管理も厳しくやってきておりますし、本当に職員忙しく仕事をしておるといふことだと思います。

この前、申し上げたかどうかですけども、今ほかの市と人事交流もやっておりますけども、基山に来てる職員の話聞いておると、市とはまた違いますねと、いわゆる課ですか、部、課、係、これは市とほとんど変わらないくらいの数がある。しかしながら、人数は半分以下だと、3分の1に近いというような、そういう言い方で、非常にいろんな担当しなきゃいかんですねというような、そういう話も聞いております。それをうのみにしてできないというのはちょっと甘いのかもわかりませんが、その辺のところももう少し私も調べたいと思いますし、それからもう一つは職員、当然プロであるべきです。したがって、内容的な

ものはプロであっていろいろ考えなきゃいかんと思いますけども、この前申し上げたのはコンサルタントは、内容的でもあるんですけども、特に作業といいますか、政策手法のプロだと、それをまとめていくプロだから、それはコンサルタントにある程度任せたほうが合理的な面もあるんじゃないかというような、そういう私の今の考え、この前の繰り返しになるのかと思いますけども、そういう思いでございます。

しかしながら、おっしゃるように2,000千円も3,000千円もというようなことがまた繰り返し支出されるということは、本当に考え直さなきゃいかん問題だというふうに重く受けとめておきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

ありがとうございました。

2つの計画で4,300千円のお金が出ていきます、委託料が。これは多分中堅職員の年収に値するんじゃないかと思うんです。それぐらいの行革をしていただきたいし、今若い職員を見てますと目が輝いてるんです。それが20年とか25年とかたっていくと多分課長の顔になるのかなと、いや課長の顔がいい悪いじゃないですよ、落ちついて風格のある顔になるんじゃないかと思うんです。それを部下に書かせようと思うからいけないんです。この基本方針は、課長みずからがおつくりにならなきゃいけないと思うんです、部下は忙しいから。課長は頭を使うのが仕事で、体を使うのは部下がやる話ですから、そういうことでこれからやっていただく税金が随分無駄遣いにならないかと思えますので、よろしく願いいたします。

これ答弁要りません。

議長（酒井恵明君）

質疑途中でございますが、これより午後1時まで休憩いたします。

～午後0時4分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

先ほどの第30号議案の中で、松石議員の質問に対しての総務課長の答弁がございましたが、訂正の答弁がございますので、よろしく願いします。総務課長。

総務課長（大石 実君）

どうも申しわけございません。

新規採用で女性2人ということで申し上げとりました。これが新規採用になるかどうかわかりませんが、教育指導主事の方がことしからは定数に入るようになってきました。不適切な回答をしておりますので申しわけございません。それは採用かどうかちゅうのはちょっとわかりませんが、一応そういうことでお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますね。

引き続き第30号議案の質疑を行います。

3款2項1目、2目。（「議長、ちょっと待って」「まだ1項残ってる」「1項まだ残ってる」「終わってないよ」と呼ぶ者あり）

ああ、そうね、私は議長は終わったって認識してましたので。（「はい、4目は」と呼ぶ者あり）

じゃあ、訂正します。3款1項の1、2、4ですね、3款1項1、2、4。16ページまでの質疑を受けます。大山議員。

9番（大山軍太君）

3款1項2目の15節の老人憩の家ゲートボール場手すりの設置についてでございますが、この設置をつけていただくことには私は異議ありません。

ただ、手すりの要るような後期高齢者、そして前期高齢者、約70歳以上の方が暑い中、寒い中にゲートボールをされておるわけでございます。いつ倒れられるかわからんような人がされておりますので、上峰町でしたか、ゲートボールの屋根のついた2面の立派なゲートボール場を持ってあります。そういった今、後期高齢者の方は何か早死ねちゅうような言葉もどんどん出とりますので、このくらいの高齢者に対して明るいニュースをしていただきたいと要望をしておきます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

今の大山議員と同じところですが、老人憩の家のゲートボール場の工事ですけれども、こ

れは確認ですけれども、指定管理制度になってると思うんです、老人憩の家は。その場合の直接、課としてやる工事あるいは修繕、どの辺までが指定管理制度に任せているのか、今後指定管理制度をどんどん持っていかれると思いますが、今回はこれは直接、課で工事をされるわけですね、あるいは細かい修繕とか、そういうものになった場合はどこまで指定管理制度に契約をされてるのか、この際教えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

50千円までの修繕料につきましては指定管理者でお願いすると、それ以上につきましては町でさせていただくという決め事になっております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、3款2項1目、2目に入ります。原議員。

11番（原 三夫君）

17ページですか。

議長（酒井恵明君）

そうです。

11番（原 三夫君）続

3款2項1目の19節、この中で病後児保育事業負担金128千円が今回補正なされております。この件につきましては、私も一般質問等で数回推進をお願いしてきたわけですが、やっとこの時期に来て、やっとといいますかできまして、その努力につきましては感謝したいと思います。

その中で、このわずかな金額でございますが、新しい事業でございますので、今回この事業については鳥栖市に依頼をして受け入れていただくと、病後児をですね、こういう事業だと思っておりますが、鳥栖市のどの保育園でされるのか、例えばそういう内容ですね、同時に受け入れる基山町から何人ぐらいを受け入れ可能なのか、そういう細かい内容について説明

をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

失礼します。それでは、私から病後児保育事業負担金につきまして御説明させていただきます。

今ありましたように、この病後児保育につきましては、以前から質問等もあつたようですし、前課長の時代に調整をしていただきまして、今回補正という形で上げさせていただきとります。

これにつきましては、鳥栖市が国庫補助、県費補助をもらいながらレインボー保育園、私立ですけれども、田代の駅の近くにございます。ここを指定しまして鳥栖市が実施をしてるところでございます。この事業に基山町としては参加をさせていただくという形になります。本来ですと基山町にそういう病後児保育ができる状態の施設があればいいんですけれども、御承知のとおり看護師の配置、常時2名置かなければならないとか、その特別な部屋を別に設置しなければならぬとか、非常に厳しい条件もございます。今のところそれが対応できないということで、鳥栖市に委託事業をするということでございます。

この計算につきましては、鳥栖市さんがこの申請をされるときに就学前の児童数から計算をしまして、鳥栖市さんは一応40名を予定をされております。そのうちの基山町分で計算をさせていただくと、一応年間4名程度の利用があるのではないかとということを試算しまして、4名分ということで128千円上げさせていただいてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

年間4名程度ということでしたので、ということは仮に同じ月に病気をして、その病後児の保育で一遍に5名出たと、例えば仮にですね、そういう場合は5名全員とも受け入れは可能ということになるんですか。ちょっとその辺教えてください。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

今の分につきましては、確かにこちらとしても同時にそういう子供さんが出たときにはどうなるんだろうということで心配をしております。一応現場保育園の園長さんともお話をし調整をしていただく以外にないと、今のとこです、向こうも受け入れ態勢等がございますので、極端に人数が一度に来た場合とかは対応できない部分が出るのではないかとということにつきましては心配をしております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。松石議員。

10番（松石信男君）

同じところでございます。認可外保育に対する補助の問題、助成の問題ですが、御存じのとおり、昨年の夏、北九州市で無認可保育所で送迎バスやったですか、あそこに子供さんを置き忘れて、結果的に死亡されたというような事件を受けて県がこういう事業を行うということになったようでございます。それで、基山町では説明にありましたように、ころころとちびはる保育園に対して助成をするというふうになっております。

資料をいただきました。基山町にはさまざまな保育園といたしますか、預かる施設があると私は思ってたんですが、いただいた資料によりますと4つだけと、4カ所だけということのようですが、これ以外には全くないわけですか、子供さんを預かってあるそういう施設というのは。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

御指摘をいただいた分につきましては、この4施設を上げておりますが、寿楽園さんと鹿毛病院さんに事業所内の育児施設といたしますか、そういったあるようでございます。ただ、県に正式に登録をされておられませんので、今回はこの4件を出させていただいております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そもそも私は無認可保育所に対する助成というふうにちょっと思ってたと思うんで、無認可ということは認可を受けてないということだから、ちょっと聞いてみますと、いや無認可でも県に届けているところだけしか助成の対象にならないというような感じなんです、届

なしのところでは全くそういうことで、今回はそういう対象から外れてると、県に届ければその対象になった可能性はあるということになるわけですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

県に認可外保育所としては届け出をせなければならぬようになっております。その中で預かる人数、6名ぐらいが基準になってるようですけども、それ以下であれば届け出をしなくていいような形になっておりまして、今のところ佐賀県に届け出があっているのは、町段階では基山町のころころ保育園さんとちびはる保育園さん、それから上峰に1件あるようですけども、一応この3件、町の段階ではですね、認可外の保育所として届け出があっているのはこの3件ということで、その届け出があっている施設について県も補助事業をするということになっておりますので、そういうことで今回はこの2件をということにしております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それで、この資料いただきまして、基山幼稚園とか見真幼稚園も御存じのとおり6人以上なんです。だから、当然対象になるのかなというふうに思っているわけですけども、これは何で対象にならんとですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

基山幼稚園と見真幼稚園については、学校法人というような形でちゃんと正式に登録をされておるので、今回の補助対象事業からは外れております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。品川議員。

6番（品川義則君）

同じく19節の待機児童解消促進事業ですね、この内容について少し説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

待機児童解消促進事業補助金72千円の分につきましては、ちょっとわかりづらいんですけども、先ほどの認可外保育施設等児童対策事業補助金の分で、これについては児童の健康診断と傷害保険の加入に対しての補助でございますけれども、この言葉がちょっとわかりづらいんですが、児童待機解消促進事業補助金につきましては、その職員さんの分の健康診断料の補助でございます。補助の系列が違ってまして、こういうわかりやすく、わかりやすくといいますか、分けて書いておりますけれども、認可外保育所の職員さんの健康診断の補助でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

だから、項目と内容が全く違うので、待機児童がそんなに基山の公立で受け入れないくらいにいらっしゃるならばこういったこともできると思いますし、またその上の認可外保育も基山町内の方だけ児童で子供さんでいらっしゃって、その形でいけばいいと思うんですけど、基山町の土地からして町外の方、それから県外の方もいらっしゃるんじゃないかと思えますけれども、そういった方にもこの町として補助を出すことにはいいんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

確かにこの2施設につきましてはほとんどが町外の方で、割合としましては基山の児童さんが通ってある分は少ないわけですけども、今少子化なり子育て支援ということにつきましては佐賀県も力を入れておりまして、そういう認可外保育所につきましては50件程度届け出がございました中で35件ぐらいがこの事業に取り組んでおります。

基山町としても今子育て支援の一環ということで、基山町にある施設でございますので、ぜひこれはあわせてこども課としてはこの事業に取り組みたいということで上げさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。原議員。

11番（原 三夫君）

3款2目2項の給料でございますが、一般職としては保育園の栄養士が460千円減額になつとりますが、どういう意味なのか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

給料の460千円の更正につきましては、今回人事異動で保育園長も異動しております。それと栄養士関係で新しく来ておりますので、その分含めての更正ということになります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次移ります。

4款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項2目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款2項、1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款3項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款4項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款2項1目、2目、3目、4目。品川議員。

6番（品川義則君）

2目の11節修繕料ですね、給食搬入口の工事ということですが、これはどの場所につくられるのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

この搬入口の入り口につきましては、現在牛乳等を搬入しておりますけど、そこにトラックをつけられるようにするというか、修繕をするようにしております。現在と同じとこでございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次行きます。

10款2項ですね。重松議員。

2番（重松一徳君）

今質問と同じ節のところですけども、今回給食センターができてちゅうか今工事されておりますけども、給食センターが基山の小学校改築に合わせてつくられて、そして若基小学校と基山中学校にそれぞれ給食センターから今度配送されると思います。そのときのトラックの乗り入れ含めての工事が今回されてると思うんです。

問題は、今度車で運ぶわけですので、ゲートというか押していくやつですね、あれが今度この幅に入り口から合うような設計でされてないというふうな、されてないというか、今回新しくなれば、例えばエレベーター含めてから使えなくなるのではないかと、今の設備がというようなものがちょっと私聞いた面があるんですけども、こういうところもあわせての工事は今回はされてないんですか、修繕については。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

この搬入口については、若基小学校についてはシャッターをつけるというふうなことで、中の現在のエレベーター関係は全然扱わないでそのまま利用するというふうにしております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

じゃあ、給食センターができて、実際給食センターからのそれぞれの小学校、中学校に搬入がする段階になったら、またこれについては何らかの修繕が出てくるという可能性はあるのかだけお伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

実際、始まってからの修繕というのはもうないと思っております。

議長（酒井恵明君）

次進みます。

10款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款4項1目、3目、4目、5目までですね、32ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次行きます。

10款5項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第30号議案に対する質疑を終わります。

日程第8 第31号議案

議長（酒井恵明君）

日程第8．第31号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の35ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。いいですか。

歳入の1款1項1目、2目。松石議員。

10番（松石信男君）

国民健康保険税のところですが、歳入の分ですが、今回医療給付分が3月の国保税の改正によって減って、その分後期高齢者の支援分がふえたという格好だというふうに思います。

御存じのとおり、ことしの4月から14.8%引き上げという形の中での今回の補正だろうというふうに思っておりますが、それに間違いはないですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

はい、そのとおりでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そうすると、今度の専決処分による国保税の分ですね、これは今回の補正には入ってるんですか、入ってないんですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今回の専決処分の分につきましては入っておりません。これは当初に旧税率で当初予算を組ませていただいておりますので、それに新税率で変えさせていただいてだけでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8ページの歳出に入ります。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第31号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第32号議案

議長（酒井恵明君）

日程第9．第32号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の38ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細の3ページをお開きください。よろしゅうございますか。

歳入。4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出。1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第32号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第33号議案

議長（酒井恵明君）

日程第10．第33号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の41ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次43ページをお開きください。

第2表 地方債補正について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細お開きください。いいですか。

歳入。3款1項1目。松石議員。

10番（松石信男君）

説明がされましたけど、よくわからなかったのをお願いしたいと思うんですが、今回この補正もしくは町債の増額については、当初事業費を329,200千円から380,000千円にふやしたということに関連しての補正だろうというふうに思うんですが、もう一回説明を下さい、その内容とはどういうことなのか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この国庫補助金の追加でございますけれど、補足説明でも申し上げましたけれども、国庫補助事業費の増によるものでございまして、今松石議員からも数字を申されましたが、当初は329,200千円で計上いたしておりましたけど、これを380,000千円に増額するものでござい

まして、当初予算は骨格予算ということで一応その当初329,200千円で予算を計上いたしておったわけでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

骨格予算ということで本格予算じゃなかったからということで、今回6月で本格予算ちゅう形になったと。としますと私よくわからないんですが、当初の骨格予算と今度の本格予算ちゅうとちょっと語弊があるんですが、その辺の違いは何ですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

今年度行います補助事業につきまして、箇所については変わりませんが、当初見込んでおった事業費よりも実際の精算の中ではその額がふえたということで、今回追加をお願いしとるわけでございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次進みます。

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。2款1項1目。平田議員。

12番（平田通男君）

ここでお尋ねしたいと思いますが、現在下水道の普及工事がずっと進んでるわけですが、いわゆる下水道を接続する場合に家によっては1,000千円から2,000千円ぐらいかかるわけですが、現在年金暮らしだけでしてる家庭もたくさんあると思うんです。そういう家庭に対して一度に1,000千円、2,000千円の金を出せと言っても現実的になかなかできないわけです。それで、このことに関しては過去5年間ぐらいの間、銀行融資を受けられるようにできないのか、あるいは利子の補てんができないのかということを重ねて言ってきてるわけですが、これどっかで一回ぐらい審議したんですか。ただ聞きおいてどこにも上がってこないわけですが、ただ聞きおいただけなんでしょうか。答弁をしてほしいと思います。

議長（酒井恵明君）

だれが答弁しますか。

平田議員、今の質問を直接このですね……（「利子補給以外で上がってきてないから聞いてるだけです」と呼ぶ者あり）その辺ちょっと答弁調整させます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

ただいまの平田議員の御質問の点につきましては、何度も課内でも検討いたしまして金融機関とも協議をいたしましたけど、その金融機関との具体的な折り合いもついてませんので、今のところまだその点については実施はいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

協議はしたちゅうことですね。はい、ということです。

ほかにございませんか。原議員。

11番（原 三夫君）

今のところですが、13節の委託料の中で設計委託料が今回52,800千円上がりますが、これはどこの分でしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この設計委託料でございますけど、来年度以降、施工を予定をいたしております高島処理区の方でございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）後藤議員。

3番（後藤信八君）

今の設計委託料の52,800千円という、これ補正ということでありますけども、高島の分ということだと先ほどから思っておりましたが、先ほどの当初予算との関係でなぜ、骨格予算だったからということで当初は2,073千円か何か3月議会では計上してると、補正で何と52,000千円補正ということですから、何か本末がひっくり返るとるような常識的にはそう思うんですが、その時点でその委託料の見積もり等が間に合わなかったのか、何か当初予算というものに対する考え方が骨格、骨格と言いますけども、これだけ大きな金額がすたとんと3月の予算編成時にわからないのかどうか、その辺のことについてよろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

後藤議員がおっしゃるとおりでございます。額的には既に積算をいたしておりましたけれども、今回骨格予算ということで当初には計上いたしておりませんでした。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

少し一つの事業の重みとその金額の重みっていうんですか、何かその辺のことをシビアに考えていただくというか、そういうことでないと20年度の全体予算を一番集中審議する場面に50,000千円もの、しかも委託料が計上されなくて、その年度途中に出せばええという感覚であると非常に町民にとって説明しづらいというんですか、何か民間で常識的にはちょっと考えられないレベルでありますんで、ほかの今回の、だから下水道関連の補正は収入も含めての補正はこの部分だけだと私は思っただけですけども、その辺のことをもっと予算編成なり、本当にシビアに当初予算を計上すると、補正はできるだけ少なくというのが地方財政のいろんな本にも書いておりますし、そうじゃないと正しい町財政運営というのはいけませんんで、くれぐれも今後の編成についてはよろしくお願ひしときます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第33号議案に対する質疑を終わります。

以上で質疑のすべてを終結します。

ただいまより付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

議長（酒井恵明君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議があるんですか。（「あります」と呼ぶ者あり）片山議員。

5番（片山一儀君）

総務常任委員であった一万田氏がお亡くなりになりました。総務常任委員が1名欠になってます。今3名、5名、4名の体制ですよ。

議長（酒井恵明君）

そうですよ。

5番（片山一儀君）続

委員長除けば1、1の体制ですね。それにこれだけの多くの議案を、今正面が規則にそうなってるからということなんですけども、そこらあたりはどのようにされるんですか。

議長（酒井恵明君）

それはせんだってきちっと報告しております。もちろん、総務常任委員長にもその辺は十分了解をさせていただいております。報告したとおりでございます。片山議員。

5番（片山一儀君）

この編成の変える、そのままやるということは、これだけ大きな事案があったことを報告で済む話じゃなくて、議会できちっと審議をされなきゃいけないんじゃないですか。それは議会の軽視じゃない、ちゃんとそこで全協でやるとか委員会でやるとかということじゃなくて、そういう大事なことはここできちんと審議をしなきゃいけないんじゃないですかと、私は申し上げてるんです。

議長（酒井恵明君）

きょうの議案で質疑を受けたはずですが。

5番（片山一儀君）続

だから、それだけのきちっとやらないでこれだけのもんをやられるんですかと言ってるんです。ちゃんときちっとしなきゃいけないことを手抜きだと思うんです。4、4、4という形だってあるわけです。それをきちっと議会で審議しないで、私はここんどこにこの基山の議会にきてそこがようわからんのです、議会の重みというものが。議長はいろんなところでちゃんとチェックしますとおっしゃってる、町民の前で。しかしながら、この議会でやらないで、よく言われますね、自民党の密室政治だと言われますけれども、そういうやったから報告したからじゃなくて、議会というものをきちっと使わなきゃいけないんじゃないかと私は申し上げてんです。その上でこれはやるべきだと。

議長（酒井恵明君）

今の片山議員の意見は御意見として承っておきます。

御異議なしと認めております。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は、以上をもって散会とします。

～午後1時40分 散会～